

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 11 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 3 日から 令和 7 年 7 月 10 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 16 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 29 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 11 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11,260,000 9,008,000	一括	2,252,000	78,253	27,947
1	1,800,000				
2	9,460,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市西大竹字根下
地 番 193 番 1
地 目 宅地
地 積 119.31 平方メートル
共有者 A 持分 100 分の 1
共有者 B 持分 100 分の 99
- 2 所 在 秦野市西大竹字根下 193 番地 1
家屋 番号 193 番 1
種 類 居宅
構 造 木造陸屋根 3 階建
床 面 積 1 階 30.66 平方メートル
2 階 36.02 平方メートル
3 階 36.02 平方メートル
共有者 A 持分 100 分の 1
共有者 B 持分 100 分の 99



物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 17 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 直 井 暁 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市西大竹字根下
- 地 番 193 番 1
- 地 目 宅地
- 地 積 119.31 平方メートル
- 共有者 A 持分 100 分の 1
共有者 B 持分 100 分の 99
- 2 所 在 秦野市西大竹字根下 193 番地 1
- 家屋 番号 193 番 1
- 種 類 居宅
- 構 造 木造陸屋根 3 階建
- 床 面 積 1 階 30.66 平方メートル
2 階 36.02 平方メートル
3 階 36.02 平方メートル
- 共有者 A 持分 100 分の 1
共有者 B 持分 100 分の 99



令和6年(ケ)第148号
令和6年12月23日受理
令和7年 1月31日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 秦野市西大竹字根下

地 番 193番1

地 目 宅地

地 積 119.31平方メートル

共有者 A 持分100分の1

共有者 B 持分100分の99

2 所 在 秦野市西大竹字根下193番地1

家屋 番号 193番1

種 類 居宅

構 造 木造陸屋根3階建

床 面 積 1階 30.66平方メートル

2階 36.02平方メートル

3階 36.02平方メートル

共有者 A 持分100分の1

共有者 B 持分100分の99

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 A、B ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 A、B ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣住民	1 本建物には、Bらが居住していたが、半年くらい前に引っ越して出て行った。 (令和6年12月24日目的物件で聴取)
■ B (債務者兼所有者)	1 本建物に家族で居住していたが、去年の8月ごろに引っ越した。ある程度は本建物内の物を運び出した。 2 本建物内で小型犬を4匹飼っていたので、室内は汚れていると思う。 3 外でも大型犬、中型犬各1匹を飼っていた。本土地上のコンクリートブロック積みの構築物は、犬小屋として使用していた。 4 本建物内に大きく破損しているところはなかったと思う。 5 共有者Aは私の母である。本物件の共有者間で、本物件の使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 6 立入調査について立会希望はない。裁判所の関係者だけで解錠して調査してもらって構わない。 7 照会書に対する回答書は送付する。 (令和7年1月6日電話で聴取)
■ A (債務者兼所有者)	1 本物件には私も居住する予定だったが、入居せずに別の物件に居住している。 2 共有者Bは私の子である。Bも去年8月ごろに引っ越したので、現在は本建物に誰も居住していないと思う。建物内の状況は分からない。 3 共有者間で、本物件の使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 4 立入調査について立会希望はない。裁判所の関係者だけで解錠して調査してもらって構わない。 (令和7年1月7日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

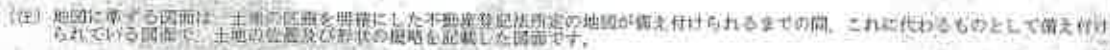
- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。なお、塔屋については、その床面積、階段室以外の用途に供されていないことから、階数に算入せず、また、床面積に算入しない。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。
- 3 1階洋室1の壁の一面が赤く塗装されている。
- 4 1階洋室2内にペット用ケージ及びペット用トイレが置かれており、犬のものと思われる糞が床面にも散乱し悪臭がある。
- 5 本建物全般に細かな汚損がある。また、袋詰めのゴミ類等が置かれている部分が多く、目視できない箇所にも汚損、破損等のある可能性がある。
- 6 本土地上の北東側付近に、犬小屋として使用されていた、コンクリートの上に固定したコンクリートブロックで囲った構築物があり、土地との定着性が認められる。
- 7 本土地は北西側で建築基準法42条1項1号の市道に、北東側で建築基準法42条1項1号の市道に、それぞれ接している（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月24日(火) 12:20 — 12:30	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、近隣住民より占有状況等聴取
令和6年12月24日(火) : — :	当庁	債務者兼所有者A及び同Bに対し照会書郵送
令和6年12月24日(火) : — :	当庁	東京電力へ電力供給契約照会書郵送
令和6年12月26日(木) 15:50 — 15:55	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和7年1月6日(月) 9:25 — 9:35	携帯電話	債務者兼所有者Bより占有状況等聴取
令和7年1月7日(火) 14:15 — 14:20	当庁	債務者兼所有者Aより占有状況等聴取(電話)
令和7年1月27日(月) 11:30 — 11:35	横浜地方法務局西湘二宮支局	地積測量図申請(なし)
令和7年1月27日(月) 13:05 — 13:55	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影、評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 1月27日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ	193-12	ニ	193-18
ロ	193-17	三	193-14



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

6 枚目)



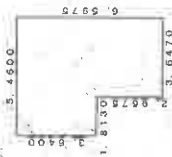
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

各階平面図 建物図面

家屋番号 193番1

建物の所在 桑野市西犬竹字根下1-9-3番地1

1階

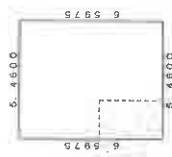


求積表

3.6470 x 6.5975 = 24.06108250
1.8130 x 3.6400 = 6.59920000
計 30.66040250

床面積 30.66 m²

2階3階(各階同型)



求積表

5.4600 x 6.5975 = 36.02235000

床面積 36.02 m²

単位:m

作成者

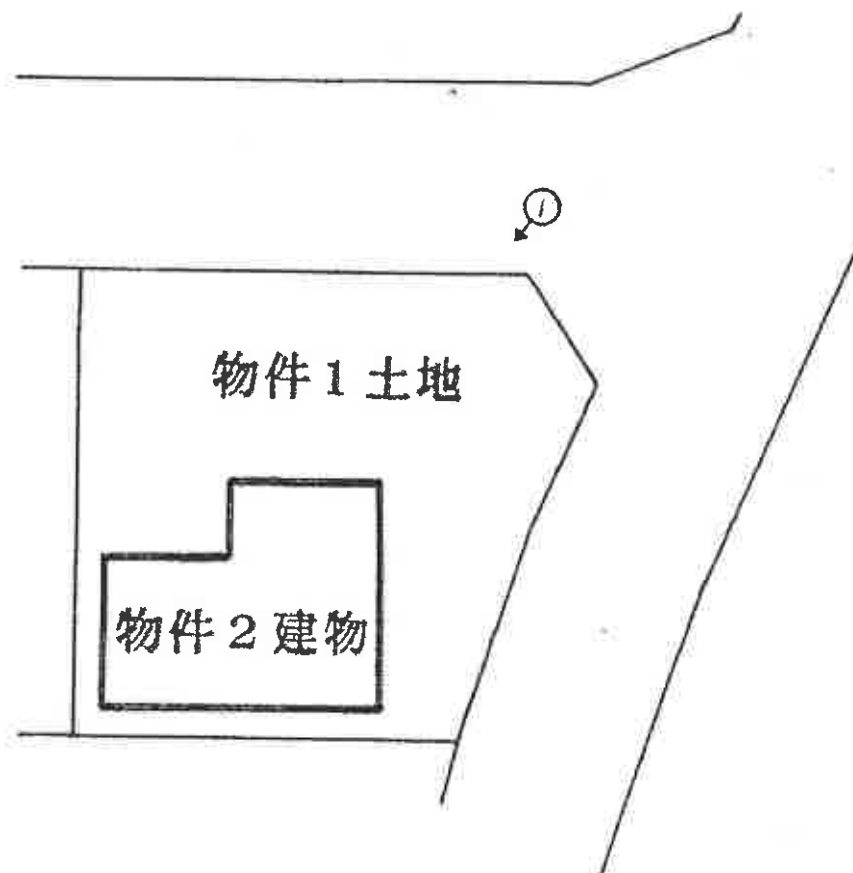
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月25日 横浜地方支務局西瀬二宮支局

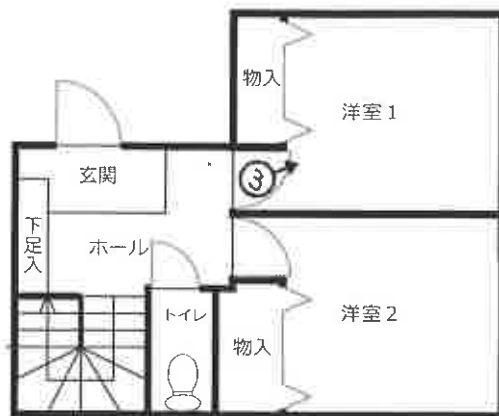
登記官



土地建物位置関係図

←○ は写真撮影位置・方向

1階縮尺 1/100



2階縮尺 1/100

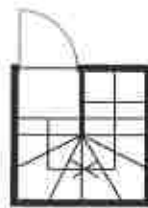
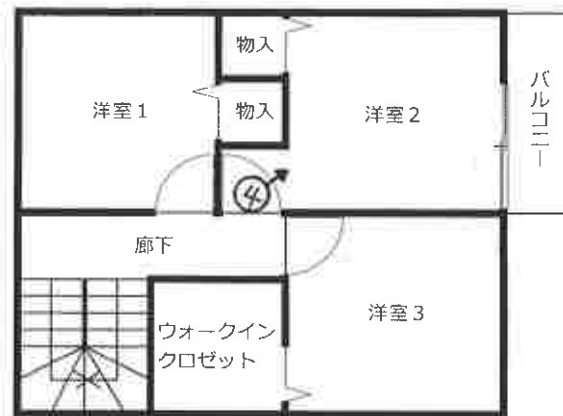


間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向



3階縮尺 1/100



塔屋
約 3.3 m² (概測)

間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向



①



②



③



④



⑤



⑥



令和6年（ケ）第148号
令和7年 1月27日 現地調査
令和7年 2月 7日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
難波 秀夫

第 1 評価額

一 括 価 格 (合 計)	
金 1 1 , 2 6 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土 地)	金 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円
物 件 2 (建 物)	金 9 , 4 6 0 , 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 ・ 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市西大竹字根下
地 番 193番1
地 目 宅地
地 積 119.31平方メートル
共有者 A 持分100分の1
共有者 B 持分100分の99
- 2 所 在 秦野市西大竹字根下193番地1
家屋 番号 193番1
種 類 居宅
構 造 木造陸屋根3階建
床 面 積 1階 30.66平方メートル
2階 36.02平方メートル
3階 36.02平方メートル
共有者 A 持分100分の1
共有者 B 持分100分の99

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「秦野」駅の南東方約2.1km（道路距離）、「西大竹」バス停徒歩約6分。	
付 近 の 状 況	周辺には空地が残る北緩傾斜の小規模に開発された住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	119.31㎡ ほぼ長方形 間口約10.6m、奥行約11m ほぼ平坦（注1）
接 面 道 路	北西側が幅員約4.5m市道（建築基準法第42条1項第1号）に等高に約10.6m、北東側が幅員約4.3m市道（建築基準法第42条1項第1号）に0～1.4m程度低く約12m（角切含む）それぞれ接面。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている（注2）。建物の配置は附属資料土地建物位置関係略図（注3）のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパンあり） あり
特 記 事 項	（注1）南東側隣接地と高低差があり、境界付近は直擁壁となっている。 （注2）そのほか、北東側付近に犬小屋として利用されていたと思われるコンクリートブロックで囲われた定着性のある構築物及び土嚢・雑材等が置かれている。 （注3）登記附属建物図面の配置と異なる。 ◇ 物件1土地は、開発許可（許可番号：第3013011号、許可年月日：平成25年6月14日、検査済証番号：第4013011号、検査済証交付年月日：平成26年3月4日）を受けている区域内に所在する。 ◇ 基準建蔽率80%、基準容積率180%	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和4年6月11日新築（登記記載） 約3年 約27年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造3階建 陸屋根 サイディング 等 ビニールクロス貼 等 ビニールクロス貼 等 フローリング 等 トイレ×2、浴室 等 塔屋(注1)
床面積（現況）	1階：30.66㎡、2階：36.02㎡、3階：36.02㎡、延102.70㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 5LDK（附属資料間取略図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る(注2)	
建物の利用状況	令和7年1月27日内部立入調査。 Bが占有しているものと思われる。 なお、現況調査報告書のA及びBの陳述によると、共有者らの間で物件2建物の使用方法の取り決めやお金のやり取りはないとある。	
特 記 事 項	(注1)規模及び用途（階段室以外には供されていない）から判断し、階数・床面積には算入しないこととした。 (注2)現況調査報告書のBの陳述によると次のとおりである。 ・物件2建物内で小型犬4匹を飼育していたので、室内は汚れ	

ていると思う。

- ・ 室外でも大型犬・中型犬各1匹を飼育しており、物件1土地上のコンクリートブロック積の構築物を犬小屋として使用していた。
- ・ 物件2建物内に大きく破損しているところはないと思う。

目視調査の結果は次のとおりである。

- ・ 1階洋室1の内壁の一面が赤色に塗装されている。
- ・ 1階洋室2にペットのケージ及びトイレが置かれており、犬の糞と思われるものが床に散乱し、汚損・悪臭がある。
- ・ 床の汚損箇所が所々みられた。

◇ 秦野市建築指導課及び記載事項証明書によると、物件2建物は、確認済証交付年月日：令和4年2月10日，番号：第21UDKI1K建02019号で建築確認を、検査済証交付年月日：令和4年6月16日，番号：第21UDKI1K建02019号で完了検査を受けている。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個 別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	67,800	$\times \frac{101}{100}$	68,500	$\times 119.31$	$\times 1.00$	= 8,170,000

◇ 標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 秦野－18

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 71,200\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{105} & = & 67,800\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：令和6年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇ 地 域 格 差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し、街路条件・接近条件等の総合格差で上記のとおり。

◇ 個 別 格 差：角地で優るが行き止まり等で劣り、総合格差で上記のとおり。

◇ 建 付 減 価：必要なし。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	150,000	× 102.70	× 0.63	= 9,710,000

◇ 現価率

- ・経過年数3年、経済的残存耐用年数27年、観察減価率30%（保守管理の状态及び中古建物による市場性を含む）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数27年}}{\text{経過年数3年} + \text{経済的残存耐用年数27年}} \times (1 - 0.3) = 0.63$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	8,170,000	×	0.65 法定地上権	= 5,310,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	8,170,000	- 5,310,000		× 0.9	× 0.7		= 1,800,000
2	9,710,000	+ 5,310,000	× 1.0	× 0.9	× 0.7		= 9,460,000
一括価格 (合計)							= 11,260,000

◇ 占有減価修正：必要なし。

◇ 市場性修正：目的物件は保守管理の状態が劣る建物とその土地で、**第4 1. 及び2. 特記事項**における減価要因となる事項を参酌すると、不動産市場での有効需要が減退すると判断し、物件1・2につき市場性修正-10%を行った。

◇ 競売市場修正：-30%と判定した。

◇ その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 秦野ー18

所 在：秦野市西大竹字下田243番7

価 格：71,200円／㎡

位 置：小田急小田原線「秦野」駅約1.5km

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：163㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北西4m市道

用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%）、準防火地域

地 域 の 概 要：一般住宅、アパート、空地等が混在する住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 5, 4 8 8, 2 6 0 円

物件2 9, 3 4 9, 7 5 1 円

第7 附属資料の表示

位置図

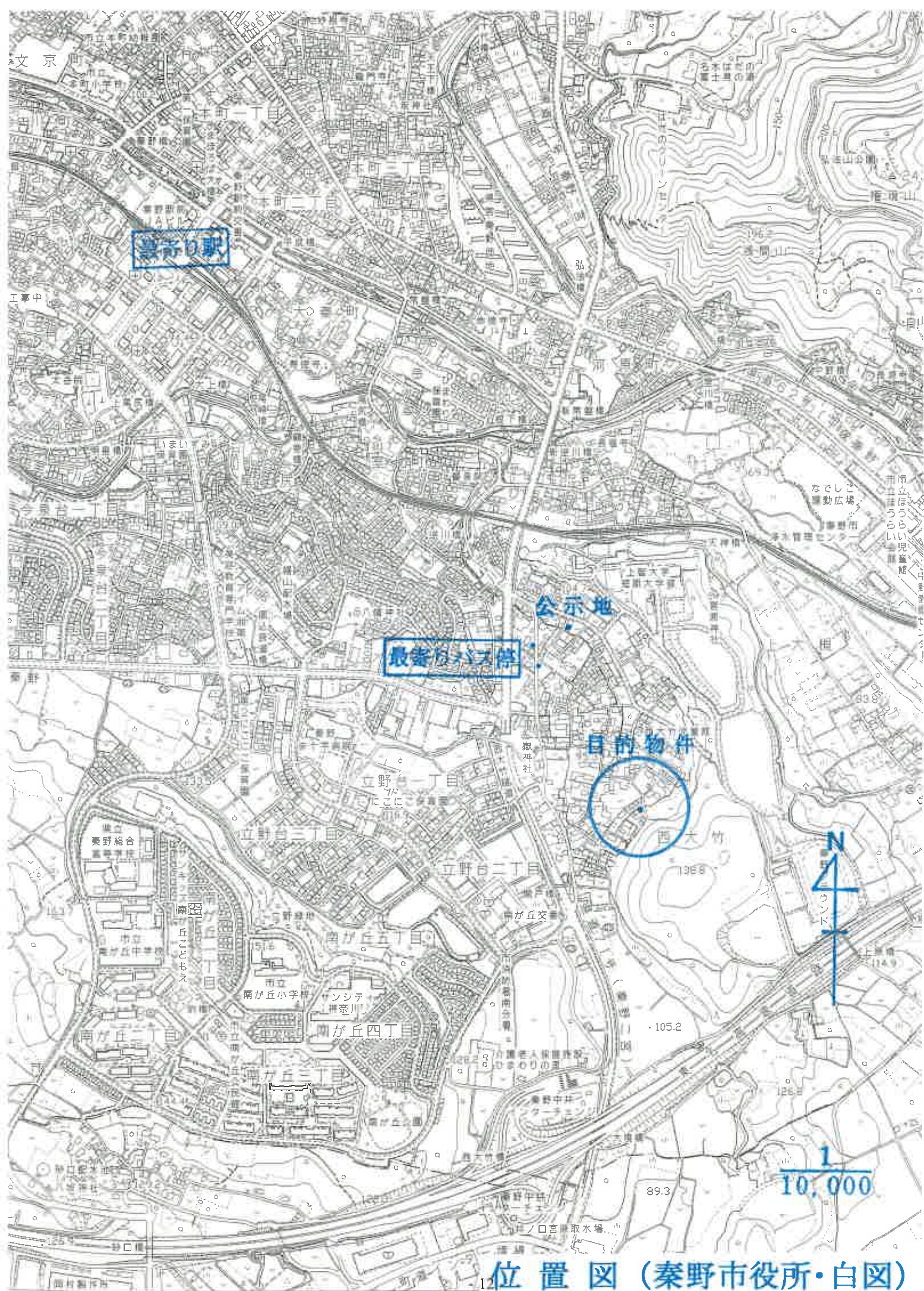
公図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（参考、本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

間取略図

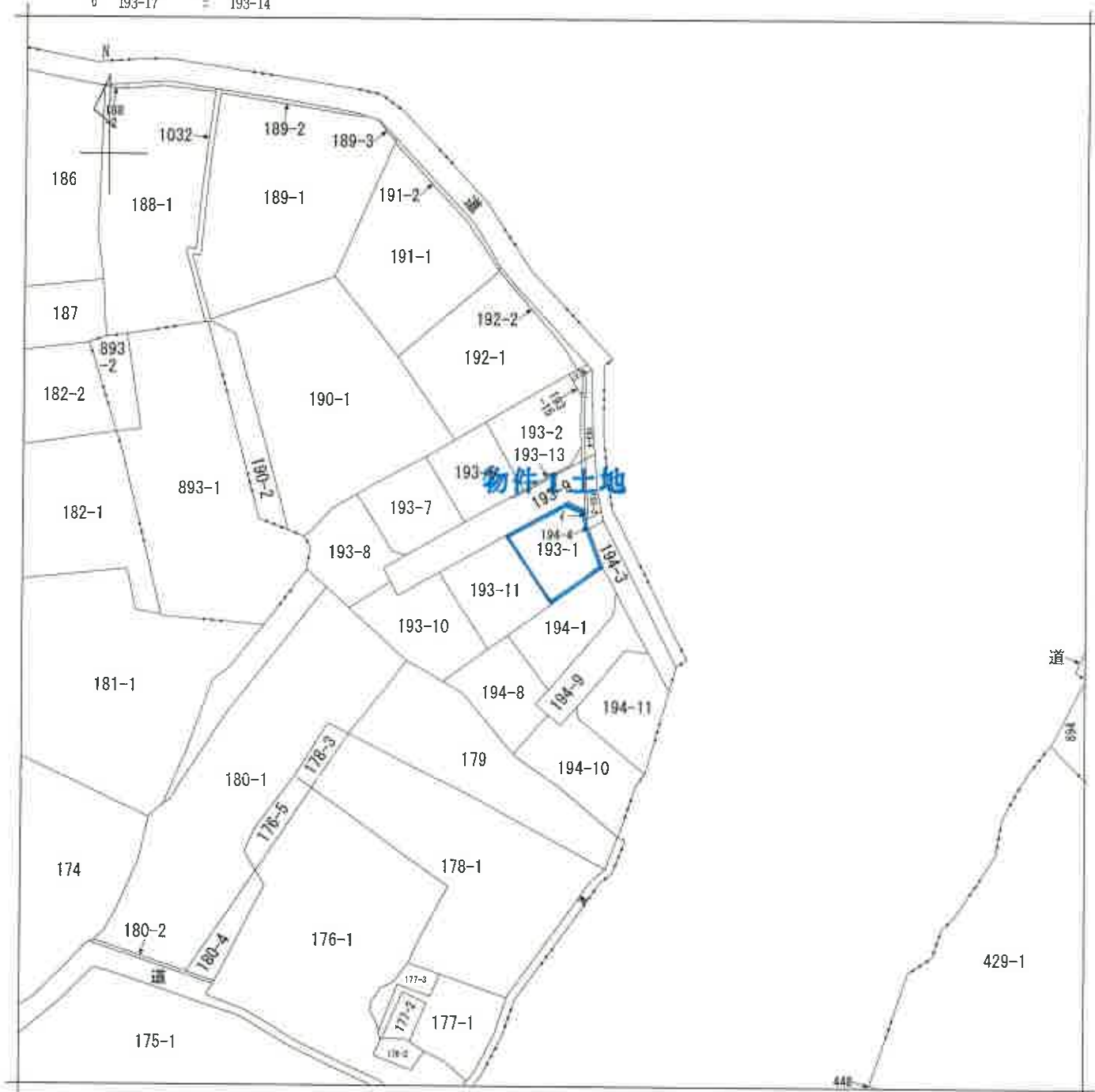
土地建物位置関係略図

以上



位置図 (秦野市役所・白図)

イ 193-12
ロ 193-17
ハ 193-18
ニ 193-14



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 尾尻
B 西大竹

請求部	所在	秦野市西大竹字根下			地番	193番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月25日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

請求番号: 48-1

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月25日 横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

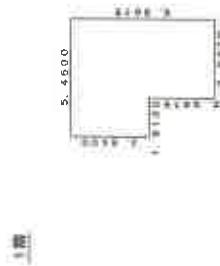
各階平面図

家屋番号 193番1

建物図面

建物の所在 秦野市西大竹字根下193番地1

参考



求積表

床面積 30.66 m²

2階3階(各階同型)



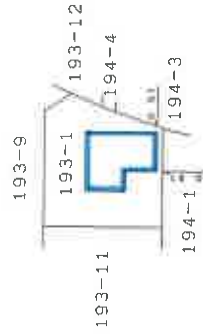
求積表

5.4600 × 6.5975 = 36.02235000

床面積 36.02 m²

単位：m

物件2建物



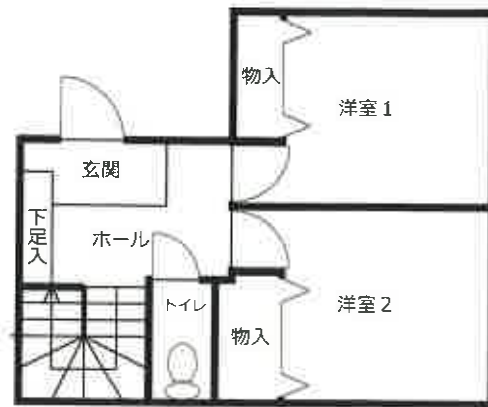
作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

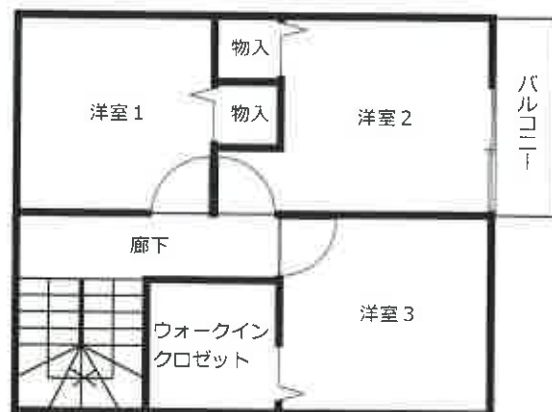
1階



2階



3階



塔屋
約 3.3㎡ (概測)



